

平成29年度 決算説明資料

目 次

	頁
1 留守家庭児童専用室を都市公園に設置する際の要件等	1

平成30年10月12日
子ども青少年局

1 留守家庭児童専用室を都市公園に設置する際の要件等

(1) 法令に定める主な要件

○都市公園法第7条

公園管理者は、

- ①社会福祉施設で政令で定めるもの(放課後児童健全育成事業等)に該当し、
- ②都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、
- ③合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであって、
- ④政令で定める技術的基準に適合する場合については、許可を与えることができる

○都市公園法施行令第15条

- ①占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない
- ②地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない

○都市公園法施行令第16条

- ①都市公園の広場に設けること
- ②占用する敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の100分の30を超えないこと

(2) 主な課題

○設置に当たって、現在の公園利用者及び公園周辺の地域住民等の理解が必要となること

○放課後児童健全育成事業として他に活用できる公有地や民間物件がある場合は、それらの利用を優先すること

○他の公園施設及び占用物件の支障とならないこと